答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長(以下「実施機関」という。)が「開示請求に係る保有個人情報の名称等のうち、「〇〇〇年(平成〇〇年)〇月〇〇日〇曜日午前8時頃、〇〇警察署員3名が、〇〇〇〇〇の住居に公務で来訪した事案の原因となった、貴署が受けた110番通報及び警察官出動の要請に関する110番通報記録」中、開示請求者以外の個人による通報に係るもの」(以下「本件対象保有個人情報」という。)について、平成27年6月17日付けで行ったその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定に対する審査請求は、審査請求期間を徒過して提起されたものであり、不適法と認められることから、却下すべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成27年6月4日付けで「○○○年(平成○○年)○月○○日○曜日午前8時頃、○○警察署員3名が、○○○○の住居に公務で来訪した事案の原因となった、貴署が受けた110番通報及び警察官出動の要請に関する110番通報記録及び警察官出動記録その他の関連する記録。」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき平成27年6月17日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)及び外2件の開示をしない旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

(2)審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、実施機関の 上級行政庁である埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成28年6 月16日付けで本件処分を取り消し、不開示とした情報を開示することを求める審査 請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成28年8月5日、諮問庁から条例第42 条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写し及び反論書の写しの提出を 受けた。

イ 当審査会は、平成28年9月12日、諮問庁からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、条例第44条第4項の規定に基づき審査請求人に意見書の提出を求めたところ、平成28年11月14日、意見書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

条例第17条は、保有個人情報の開示義務を定めているが、同条各号に該当する情報 が含まれている場合は、これを除外することとしている。

本件開示請求の対象となる保有個人情報のうち、開示請求者以外の保有個人情報及び警察活動に支障が生じるおそれが認められるものについては、条例第17条第3号及び第7号の不開示情報に該当する。また、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることにより不開示情報を開示することになることから、条例第20条に該当し存否応答拒否としたものである。

したがって、審査請求人は、条例第19条による裁量的開示を求めているものであるが、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることが、開示により侵害される第三者の権利利益と比較して、審査請求人の権利利益を保護するため必要があるものとは認められず、条例第19条による裁量的開示はできない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

行政不服審査法(平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「旧行政不服審査法」という。)第14条第1項では、「審査請求は、処分があったことを知った日

の翌日から起算して60日以内(中略)に、しなければならない。ただし、天災その 他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでな い。」と規定している。

しかし、本件審査請求は、本件処分が行われた後およそ1年を経過してから行われていることから、以下本件審査請求の適法性について検討する。

(2) 本件審査請求の適法性について

- ア 本件処分は平成27年6月17日付けであるが、本件審査請求に係る審査請求書は平成28年6月16日付けで受理されている。また、同審査請求書には、本件処分があったことを審査請求人が知った日は平成28年6月6日であると記載されている。そうすると、本件処分が行われてからおよそ1年の間、審査請求人は本件処分があったことを知らなかったと主張していることになる。
- イ この点につき、当審査会が諮問庁から聴取したところ、本件決定通知書は、処分 当日又は翌日には審査請求人宛てに発送しており、郵便局から実施機関に返送され た記録もないとのことである。

また、審査請求期間を徒過していることについて当審査会が審査請求人に意見書の提出を求め、提出された意見書によると、本件決定通知書は平成27年6月に到着したが、多忙のため開封していなかったとのことである。

ウ 審査請求人は、本件決定通知書は平成27年6月に到着していたものの、開封していないため、本件処分があったことを知った日は平成28年6月6日であると主張するが、こうした説明は、審査請求人がおよそ1年の間、本件処分があったことを知ることができなかった理由とは認められない。また、ほかに審査請求人が本件処分のあったことを知ることができなかった客観的な事由も認められない。

したがって、本件審査請求は、旧行政不服審査法第14条に定める審査請求期間を徒過して提起されたものであり、また、審査請求期間内に審査請求をしなかったことについて審査請求人にやむを得ない理由があるとは認められないことから、当審査会としては、本件審査請求は不適法であり、却下すべきものと考える。

(3) 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

本件審査請求は上記のとおり不適法であり、却下すべきものである。

なお、実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、条例第17条第

3号及び第7号に該当する不開示とすべき情報を開示することとなるため存否を答えることができないとして、本件処分を行った。これに対し審査請求人は本件処分を取り消し、不開示とした情報の開示を求めているので、念のため、以下本件処分の妥当性について当審査会の意見を付加する。

ア 条例第20条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

一般的に、実施機関は開示請求に係る保有個人情報が存在していれば開示決定又は部分開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。しかしながら、開示請求に係る保有個人情報、例えば特定の個人の病歴に関する情報などの存否を明らかにするだけで条例第17条第1号から第8号までの不開示情報を開示することとなる場合がある。この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

イ 条例第17条第7号では、「県の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業についてイからホまでで典型的に「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされるものを定めるとともに、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。ここで、この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

この点について検討すると、110番通報は、事件・事故やその端緒となる事実 を見分した者が当該事実を警察に緊急に通報するための制度である。また、関係者 の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が事案の早期解決を求めて氏名や事 案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであり、仮に、その内容を通報者以外に開示することになれば、事件や事故の当事者から通報者の生命若しくは身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれがあるのみならず、事件・事故やその端緒となる事実を見分した者が、通報内容が開示される可能性を考慮して通報をためらうことにより、犯罪の予防、捜査等の警察業務の適正、円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると容易に推測できる。

したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは条例第17条第7号に 該当する不開示情報を開示することになり、存否を答えることはできないという諮問庁の主張は首肯できる。

なお、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、上記のとおり条例第17条第7号に該当する不開示情報を開示することになるため、諮問庁の主張する条例第17条第3号該当性については判断するまでもない。

ウ 条例第19条は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると実施機関が認める場合に裁量的開示を認めたものである。

審査請求人は、「居住権」の著しい侵害と精神的苦痛を被っており、裁量的開示の必要性がある旨主張するが、かかる事情を考慮しても、「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」とは認めなかった実施機関の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くなどの事情は認められず、裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成28年 8月 5日	諮問を受ける(諮問第143号)
平成28年 8月 5日	諮問庁から弁明書の写し及び反論書の写しを受理
平成28年 9月12日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成28年10月25日	審議
平成28年11月14日	審査請求人から意見書を受理
平成28年11月22日	審議
平成29年 1月 5日	答申